

令和3年3月31日

本院へ物品搬入等で来院される事業者 御中

国立大学法人東京大学
医学部附属病院
事務部長 岩瀬 鎮 男

病院敷地内外における禁煙の周知徹底について

日頃より、本院の病院運営に御協力いただきまして、ありがとうございます。

本院では、受動喫煙防止並びに患者さんに最適な療養環境を提供するため、**病院敷地内は全面禁煙**となっております。また、令和元年7月1日に施行された改正健康増進法において、**学校、病院などを含む第一種施設は、原則敷地内禁煙**と定められております。

敷地内における禁煙の徹底については、教職員及び本院へ物品搬入等で来院される事業者（以下「物品搬入等事業者」という。）に対し、これまでも機会あるごとに要請してきたところですが、より一層徹底すべく、教職員の敷地内喫煙が確認された場合は、厳正な処罰を講じることになりました。

これを受け、物品搬入等事業者も、教職員同様本院の病院運営を担う一員であることを鑑み、敷地内禁煙については、同様の対応が必要との認識から改めて敷地内禁煙について社をあげて徹底するよう要請します。

本院は、禁煙にかかる施設基準により、年間数億円の診療報酬の算定を受けており、この算定が受けられなくなると病院運営に多大な影響を及ぼすため、物品搬入等事業者の従業員による敷地内喫煙が確認された場合は、診療報酬算定に相当する額の損害賠償請求や取引停止等の措置を講じることも辞さない考えです。再委託先（下請け）事業者の従業員による敷地内喫煙が確認された場合も、再委託先事業者に対して上記と同等の措置を講じるとともに、元請けの物品搬入等事業者に対して、再委託先事業者に対する管理監督責任に基づく連帯責任として、上記の措置を講じることとなります。

繰り返しになりますが、物品搬入等事業者は、本院教職員同様病院運営を担う一員との自覚を持ち、本通知の趣旨を御理解いただくため、**従業員に対する敷地内禁煙の周知徹底をお願いいたします。また、再委託している業務がある場合は、再委託先事業者への周知徹底も併せてお願いいたします。**

なお、文京区の条例により令和2年7月1日から文京区内の公共の場所（道路、公園など）における喫煙が禁止となりました。これを受け、鉄門の外の歩道などにおいて喫煙が認められた場合も、取引停止等の措置を取る可能性があることを申し添えます。

周知徹底を図った際には、病院敷地内外にて喫煙を行わないことを確約する別紙「誓約書」（再委託事業者含む）の御提出をお願いいたします。